

航空法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○航空法の一部を改正する法律（平成十七年七月六日法律第八十号）（抄）

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第三十二条を削り、第三十三条を第三十二条とし、同条の次に一条を加える改正規定、第三十六条中「技能証明、航空身体検査証明」の下に「、航空英語能力証明」を加える改正規定、第七十一条及び第三百三十一条の改正規定、第三百三十四条第一項中「、航空従事者の養成」の下に「若しくは知識及び能力の判定」を加える改正規定、第三百三十五条第九号の次に一号を加える改正規定並びに第三百五十一条中第一号の四を第一号の五とし、第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に一号を加える改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

2・3 （略）